

本人確認の措置

【I. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番 号 確 認	身 元 (実 存) 確 認
対面・郵送(注1)	<p>① 個人番号カード 【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認</p> <p>② 通知カード※ 【法16】 ※ デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 【令12①】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 【則3①】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所が記載されているもの)</p>	<p>① 個人番号カード 【法16】 ※ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 【則1-1①一、則2-1】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i氏名、ii生年月日又は住所が記載されているもの) 【則1-1①二、則2-2】</p> <p>税理士証票、写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)、戦傷病者手帳、カード等に電子的に記録された個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認(暗証番号による認証・生体認証・2次元バーコードの読取り)、市から送付されるプレ印字申告書、個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類、手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 【則2③1①三、則3③】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i氏名、ii生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>学生証(写真なし)、身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)、地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)、支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)、特定口座年間取引報告書</p> <p>⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。 【則2④1③、則3④】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているi氏名、ii生年月日又は住所の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p> <p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等、更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等</p>
	<p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。 【則3⑥】</p> <p>雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合、扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合、継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>	<p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。 【則3⑥】</p> <p>雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合、扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合、継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
オンライン	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4-1】</p> <p>② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則4-2イ】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長) 【則4-2イ】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 【則4-2イ】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i個人番号、ii氏名、iii生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信 【則4-2ロ】</p>	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4-1】</p> <p>② 公的個人認証による電子署名 【則4-2ハ】</p> <p>③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 【則4-2ニ】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p> <p>eLTAXで認めている電子証明書(番号利用事務実施者のみ)、電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(番号関係事務実施者のみ)、身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信、番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード</p>
	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認 【則3①五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則3①-1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長) 【則3①四】</p>	<p>○本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 【則3⑤】</p> <p>※ 給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。 社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日(保険終期日)、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>
電話(注2)		

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出 【則11】

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元（実存）の確認	本人の番号確認
対面・郵送（注1）	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①一】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①三】</p> <p>※ 本人の健康保険証などを想定。 本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類、本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①一】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの）【則7①二】</p> <p>税理士証票、写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）、戦傷病者手帳、カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの）【則7②】</p> <p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書 <p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書 <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの）</p> <p>学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）、地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、特定口座年間取引報告書</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【則9②】</p> <p>⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない【則9④】</p> <p>雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合、扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合、継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合、過去に実存確認をしている場合（法人の場合）</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】</p> <p>② 本人の通知カード※又はその写し【則8】 ※ デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則9⑤一】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則9⑤四】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの）【則9⑤六】</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の申立書 国外転出者に還付される個人番号カード</p>
オンライン	<p>○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10一】</p> <p>※ 電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。 委任状（税務代理権限証書）のデータの送信、本人の利用者 ID を入力した上での送信</p>	<p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10二】</p> <p>※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者による ID・PW の発行などを想定。 代理人の署名用電子証明書、代理人の eLTA で認めている電子証明書（番号利用事務実施者のみ）、代理人の電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ） 法人代理人の電子証明書（商業登記認証局が発行する電子証明書）、番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行される ID 及びパスワード、代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書 <p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証するイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書 <p>税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者 ID 及び暗証番号の入力、税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る eLTA で認めている電子証明書並びに利用者 ID 及び暗証番号の入力</p>	<p>① 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則10三イ】</p> <p>② 住民基本台帳の確認（市町村長）【則10三イ】</p> <p>③ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10三イ】</p> <p>④ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの）若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10三ロ】</p> <p>※ 個人番号カードの写しを別途送付・PDF ファイルの添付送信などを想定。 （本人の）個人番号カード （本人の）国外転出者に還付される個人番号カード （本人の）住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る） 本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書 上記書類のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p>
電話（注2）	<p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9③】</p> <p>※ 本人と代理人との関係、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。 社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日（保険終期日）、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客 ID、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日</p>		<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）【則9⑤一】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認（市町村長）【則9⑤四】</p>

（注1） 郵送の場合は、書類又はその写しの提出【則11】

（注2） 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。